

発信者情報開示請求に関する検討の背景及び現状

2020年4月30日
事務局

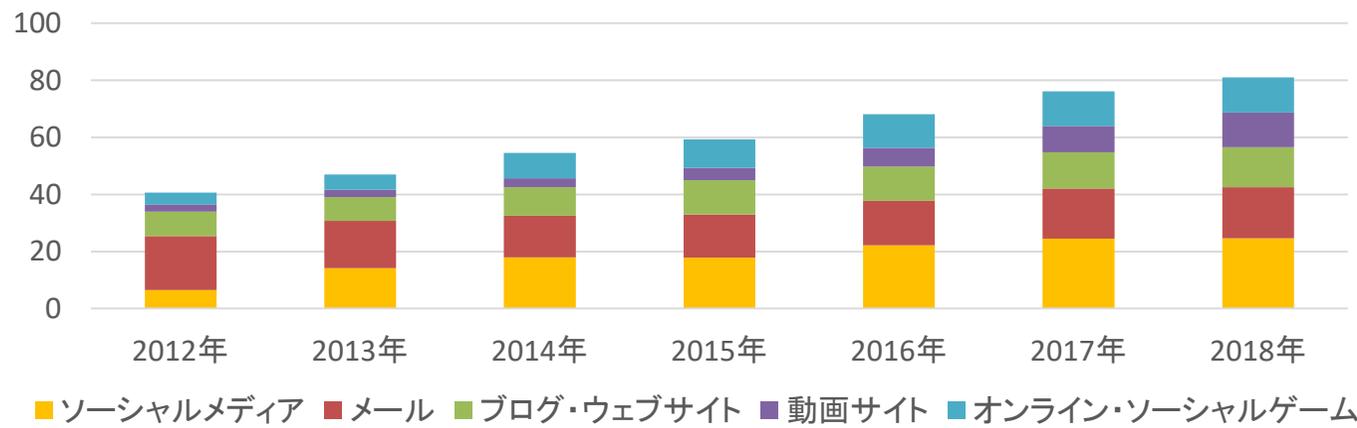
- プロバイダ責任制限法が成立した2001年以降、インターネット上のサービスは多様化。
- 特に、スマートフォンの普及に伴い、モバイル機器によるSNS等のソーシャルメディアの利用時間は、2012年から2018年までの7年間で約4倍にまで伸びている。

主なコミュニケーションサービスの開始時期



(出典)総務省「令和元年版 情報通信白書」より一部改変

モバイル機器によるインターネット利用項目別平均利用時間

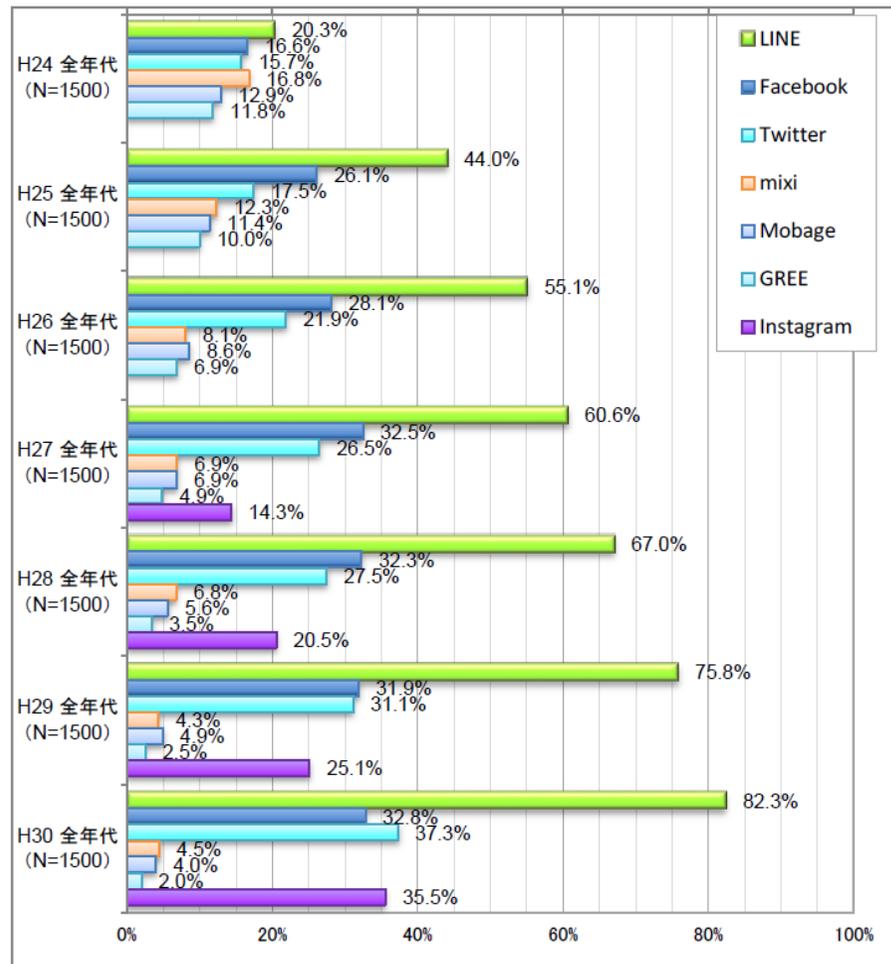


(出典)総務省情報通信政策研究所「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」各年版を基に作成

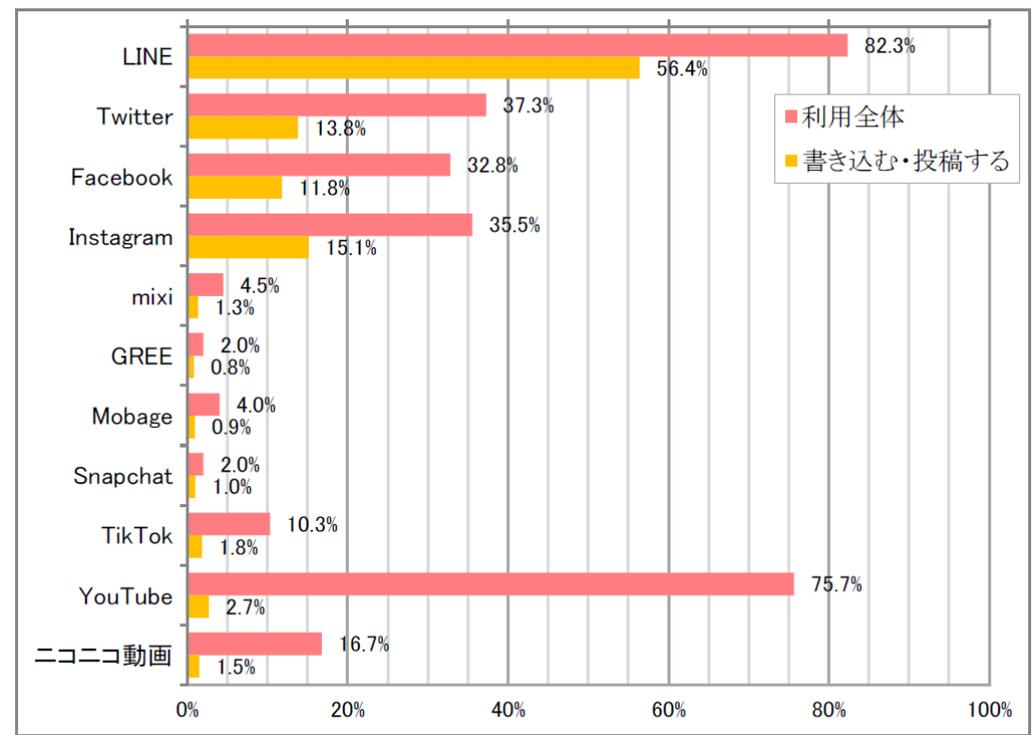
■ ソーシャルメディア ■ メール ■ ブログ・ウェブサイト ■ 動画サイト ■ オンライン・ソーシャルゲーム

- 主なソーシャルメディアの利用率は年々増加(特にLINE・Twitter・Instagram)。
- Twitter・Facebookといったオープンなソーシャルメディアにおいて「書き込む・投稿する」と回答した者の割合は1～2割。

主なソーシャルメディア系サービス/アプリ等の利用率(経年)



平成30年度 主なソーシャルメディア系サービス/アプリ等の利用率



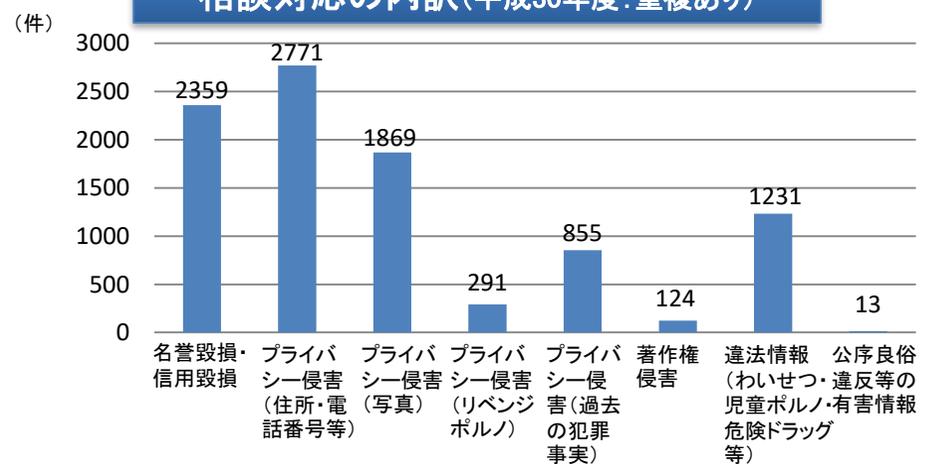
(出典)総務省「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」(令和元年度)

- 総務省の運営する違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数は高止まり傾向にあり、令和元年度の相談件数は、受付を開始した平成22年度の相談件数の約4倍に増加している。
- インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件は、平成29年度に過去最高(平成13年の現行統計開始以降)の件数を更新し、令和元年度は過去2番目に多い件数を記録している。

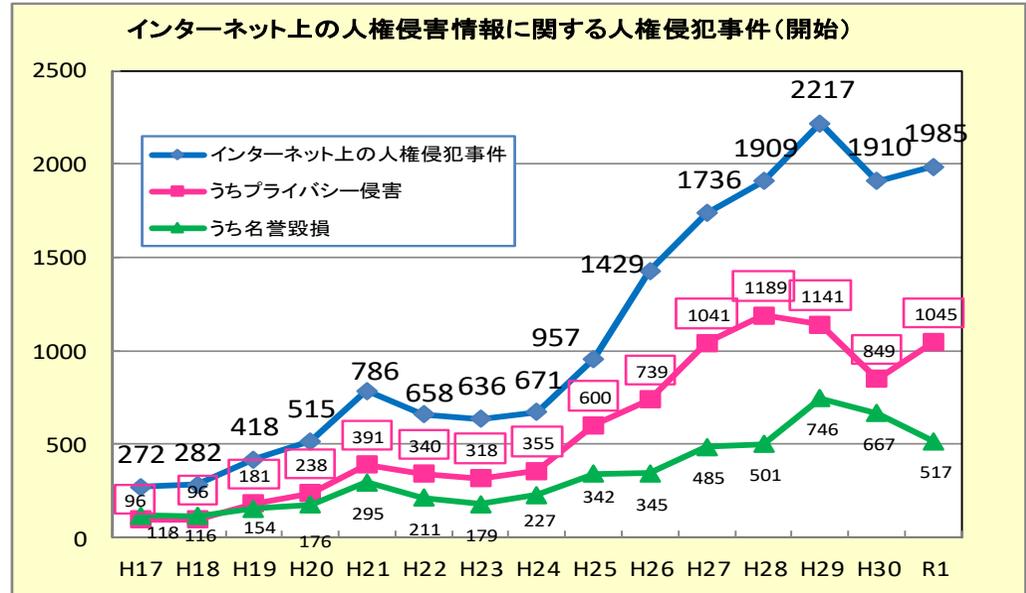
違法・有害情報相談センター
相談件数の推移



相談対応の内訳(平成30年度:重複あり)



インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件



(出典)法務省「平成31年及び令和元年における「人権侵害事件」の状況について」他、各年度を基に作成

(参考)青少年のスマートフォン所有状況(平成30年度)

・13～19歳のスマートフォン・携帯電話所有率: **87.4%**
うち、スマートフォン83.8%、携帯電話10.4%

(出典)総務省「通信利用動向調査」(令和元年5月公表)

プロ責法の概要について

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号))

趣旨

インターネット上における、他人の権利を侵害する情報(名誉棄損・プライバシー侵害の書き込み、著作権侵害コンテンツなど。以下、「権利侵害情報」という。)の流通に対応するため、以下の2点を規定。

① 権利侵害情報が流通した場合のプロバイダ等の責任範囲を明確化することにより、プロバイダ等による適切な対応を促すこと

⇒ 法第3条 (= プロバイダ等による削除等の対応促進 (プロバイダ等の責任の制限))

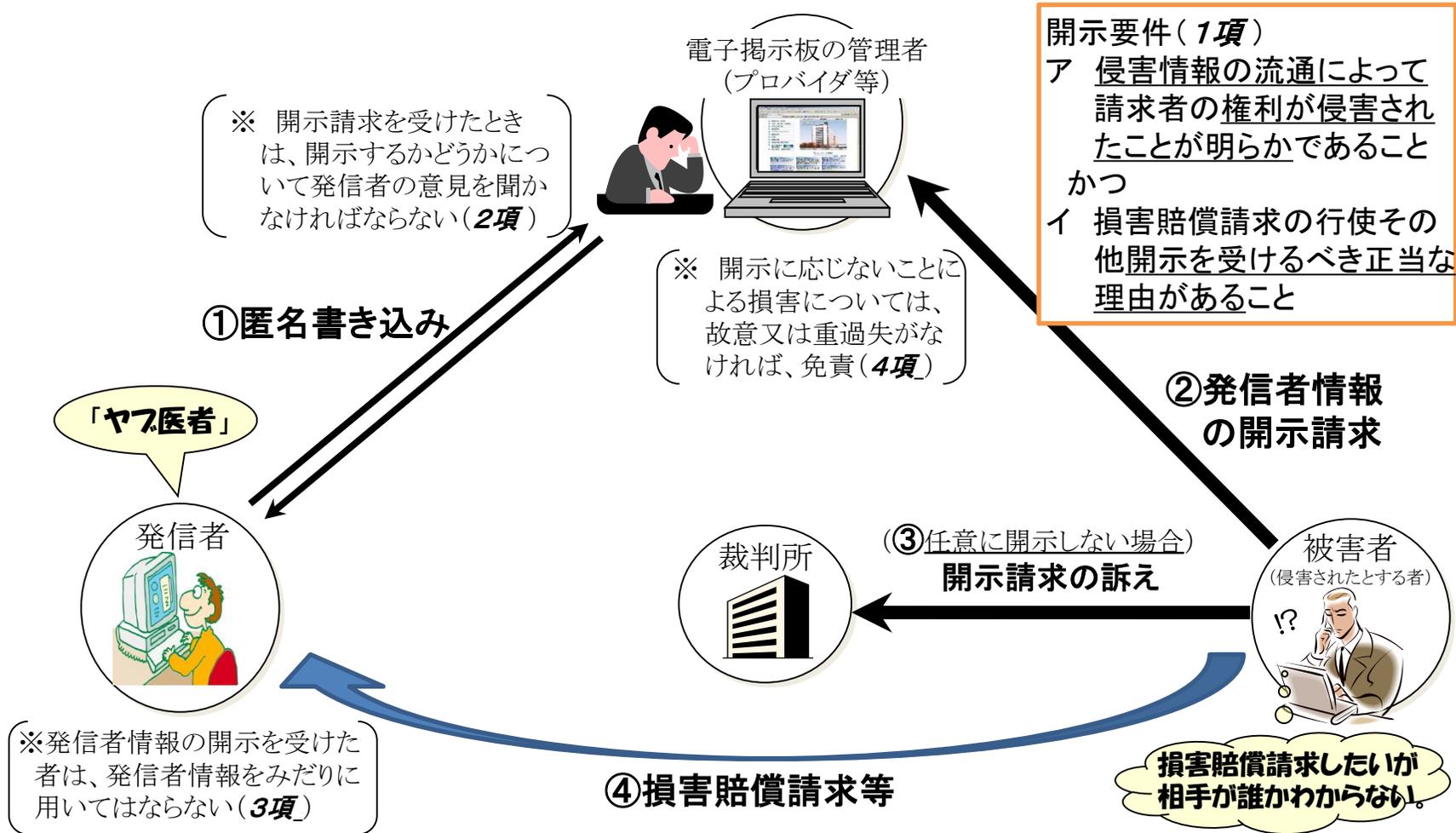
② 権利侵害情報が匿名で発信された際、被害者(権利を侵害されたと主張する者)が、加害者(発信者)を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、一定の要件を満たす場合には、プロバイダ等に対し、当該加害者(発信者)の特定に資する情報の開示を請求する権利を定めること

⇒ 法第4条 (=「発信者情報開示請求権」)

プロ責法第4条の概要 ～発信者情報開示請求権

○権利侵害情報が匿名で書き込まれた際、被害者(権利を侵害されたと主張する者)が、被害回復のために、当該匿名の加害者(発信者)を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、発信者情報開示請求権(※)を規定。

(※「発信者情報開示請求権」＝一定の要件を満たす場合には、第三者であるプロバイダ等に対し、当該匿名の加害者(発信者)の特定に資する情報(＝発信者情報)の開示を請求することができる権利)



○ 総務省令(※)において、発信者情報開示の対象となる情報を列挙。具体的には以下のとおり。

(※)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令(平成十四年総務省令第五十七号)

- 発信者の氏名又は名称 (省令第一号)
- 発信者の住所 (同第二号)
- 発信者の電子メールアドレス (同第三号)
- 侵害情報に係るIPアドレス (同第四号)
- 携帯電話端末等の利用者識別番号 (同第五号)
- SIMカード識別番号 (同第六号)
- タイムスタンプ(侵害情報が送信された年月日及び時刻) (同第七号)

- プロ責法の円滑な運用のため、業界団体や権利者団体等から構成された「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」において、実務上の行動指針となる「ガイドライン」を作成。

発信者情報開示関係ガイドライン(初版:平成19年2月 第7版:令和2年4月)

- インターネット上で権利侵害があった場合に関し、被害者等からプロバイダ等への発信者情報開示請求の統一的手順・様式及びプロバイダ等における発信者情報を開示できる場合を可能な範囲で明確化した判断基準について記載。

【参考】

名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン(初版:平成14年5月 第4版:平成30年3月)

- インターネット上で名誉毀損・プライバシー侵害があった場合に関し、被害者や法務省人権擁護機関等からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式について記載。

著作権関係ガイドライン(初版:平成14年5月 第2版:平成15年11月)

- インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

商標権関係ガイドライン(初版:平成17年7月)

- インターネットオークション等で商標権侵害があった場合に関し、商標権侵害の具体例、ネットオークション事業者等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。